



令和2年以降年末調整が変わります

『令和2年分源泉徴収表』の改正や『給与所得者の扶養控除(異動)申告書』の様式変更が行われました。
変更点は、次の様になります。

令和2年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

① 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和2年中の所得の見積額が90万円以下の人)に限り、生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く。)で、令和2年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。
② 16歳未満の扶養親族(平17.1.2以後生)

また、下記の記載事項は、新たに追加される部分です。
これは、平成31年度税制改正による地方税法の改正により、単身児童扶養者に該当する場合には、児童扶養手当法に規定する児童扶養手当の支給事実などを記載した「給与所得者の扶養親族申告書」を提出する必要がある為追加されたものになります。
この記載は、従来個人住民税の非課税措置の対象者に、“単身児童扶養者”が含まれることとなった改正に起因しています。

② 住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者から)

氏名(フリガナ)	個人番号	あなたの税別	生年月日	学年
1				
2				
3				

単身児童扶養者 該当する場合には左記に児童扶養手当証書の番号を記入してください。

“単身児童扶養者”とは、児童扶養手当の支給を受けているシングルマザー、シングルファーザーを指します。“シングル”とは、事実婚を除きます。
つまり、婚姻届を提出している人、事実婚の人は“シングル”ではないということです。

MAS監査実践報告

経営計画を立て、毎月MAS監査で業績検討会議を行っている埼玉県行田市にて介護施設を営む(株)美咲郷 吉岡社長と高島様にご来社頂きました。
利益が出ずに悩んでいた2年前。将軍の日に参加し経営計画を策定して、今後のやるべきことが明確になりました。しかしながら計画を立て実践しても急に大幅改善となるわけではなくMAS監査開始半年で「こんな事やっても意味がないのでは・・・？」と、気持ちが萎える時期もあったそうです。吉岡社長持ち前の「もっと人の話を聞いてみよう！」という、素直さで気持ちを直し、MAS監査2年目に突入しました。

最初の1年は「微少な効果」「傾向と様子見」1年目終了時には地道に積み上げた効果の確認に、多少笑顔が出るようになりました。2年目の現在は長所を更に伸ばし業績アップに精進されています。「半年でMAS監査を辞めないで良かった！」「継続しないと意味が無い！」「子供の学習塾と同じ！」と、気合入りまくりです！
更なる業績向上をお祈りしております！



将軍の日に参加してみませんか？

次回の「将軍の日」・「軍議の日」
毎月第4火曜日 開催！
※希望により日程調整も行います
会場：税理士法人向田会計3F
☎ 0120-714-960
まずはお気軽にご相談ください！ 担当：細井・吉田

～顧問先のご紹介～ 田島歯科 院長 田島 稔也 様 ～ 診療予約制・急患応需 お電話でご連絡下さい～

このたび、父 茂樹院長から継承し、共に『田島歯科』を新規開院することとなりました。これまで学んだ多くの知識と経験をもとに、お一人の症状、ご希望に合った診療・治療を行い、地域の皆様に貢献できればと考えております。どうぞよろしくお願い致します。

院長 田島 稔也 田島 茂樹

診療時間
月 火 水 木 金 土 日 祝
9:30~13:00 ● ● ● ● ● ● ● ●
14:30~19:00 ● ● ● ● ● ● ● ●
▲…土曜午後は16:30迄

〒376-0034
桐生市東四丁目5-18
☎ 0277-45-1313

アクセス

院長 田島 稔也 田島 茂樹